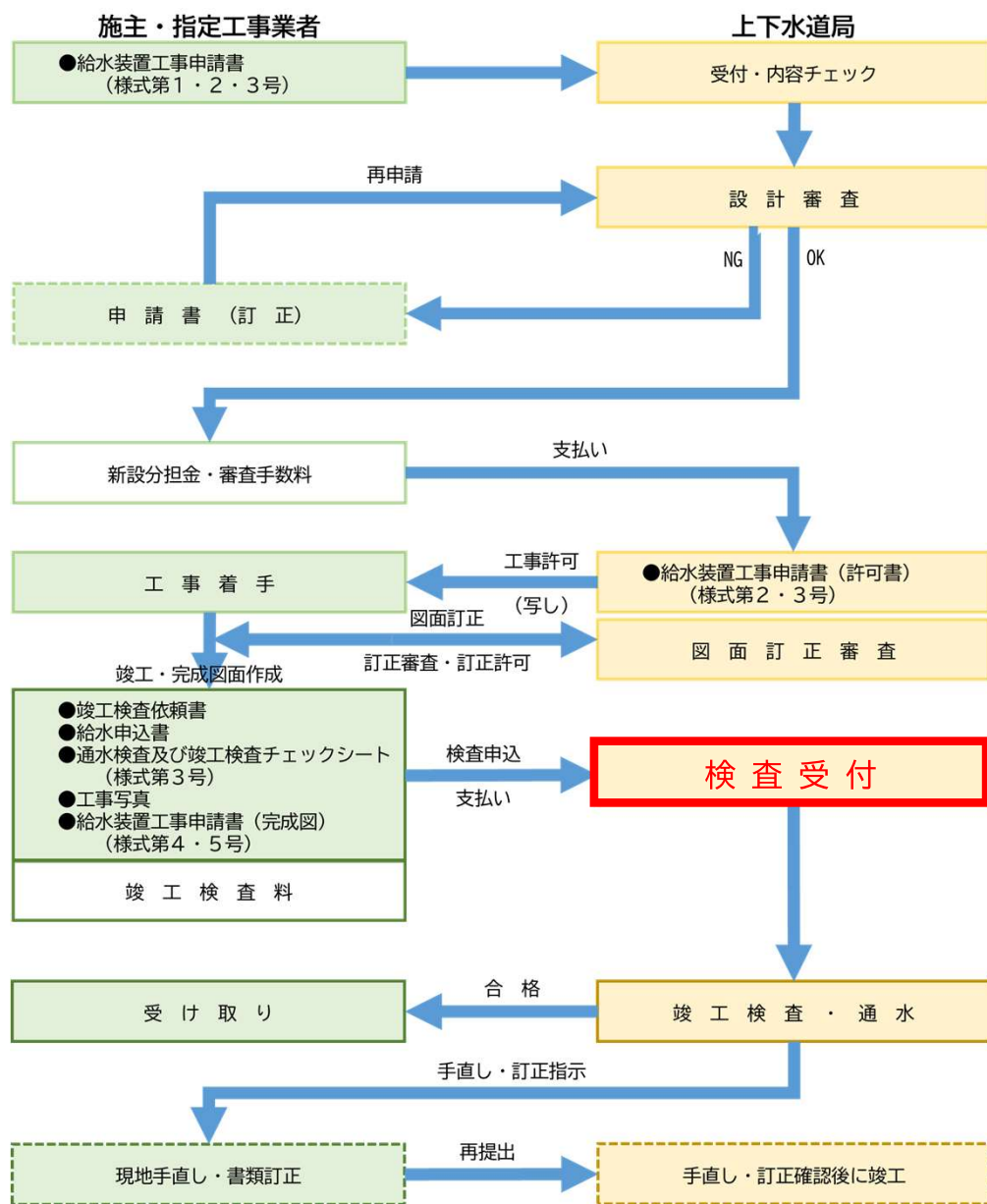


令和9年4月1日以降の給水装置工事に関する竣工検査の受付方法が変わります



高知市上下水道局
お客さまサービス課

工事申請から竣工までの流れ



現状と今後の方針

竣工検査時までの間に、変更協議や検査書類の確認に必要な時間を十分確保できていない現状を踏まえ、**円滑な竣工検査の実施**、**給水装置所有者の財産である給水台帳の適切な管理**、および導入を検討している「**(仮)給水装置工事電子申請システム**」の効率的な運用に向け、互いに**竣工検査までの準備期間を確保**できるように受付方法を変更します。

受付の変更点

■検査受付

- 検査希望日の**3営業日前**までに**検査依頼**(検査書類の提出)してください。
 - ・検査書類が提出され次第、順次内容を確認します。
 - ・検査書類に不備ある場合は、訂正依頼を行い、**再提出後3営業日**が検査日となります。

例) 検査希望日が月曜日

【☆：検査受付・変更図面等〆切 ★：変更図面等確認・訂正依頼 TEL：検査時間等の連絡】

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
..	..	〆切☆	★	★TEL	-	-	検査希望					-	-		
※検査書類が整わない場合は、検査予定日を延期。															
				再提出☆			再提出☆	★TEL	検査			※金曜日に再提出 ⇒ 水曜日検査			
								★TEL	検査			※月曜日に再提出 ⇒ 木曜日検査			

■検査当日

- 現状から変更なし

■検査後

- 検査の結果、指摘事項があった場合は**1週間以内**に再提出してください。

余裕を持った提出をお願いします！



【お問い合わせ先】高知市上下水道局お客さまサービス課
TEL：088-821-9234（給水サービス係）／FAX：088-843-6521
e-mail：kc-240800@city.kochi.lg.jp

根拠法令等

根拠法令

○高知市給水条例 (工事の施行)

- 第6条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。
- 2 前項の規定により指定工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、**工事竣工後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。**
- 3 第1項の規定により工事を施行する場合においては、管理者又は指定工事事業者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

○高知市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 (竣工届及び工事検査)

- 第7条 指定工事事業者は、給水装置工事が竣工したときは、**竣工後3日以内**に別に定める**工事竣工届**により**管理者に届け出なければならない。**
- 2 指定工事事業者は、条例第6条第2項に規定する工事検査の結果管理者に手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて同項に規定する工事検査を受けなければならない。

給水装置工事施行要領

第6章 工事検査

第1節 工事検査

- 1 指定工事事業者は、工事検査の結果管理者に手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事検査を受けなければならない。
- 2 指定工事事業者は、当該給水装置工事の内容及び給水装置の構造及び材質の基準適合について説明できる主任技術者を立会いさせ、工事検査を受けること。

第2節 検査の準備

- 1 工事が竣工したときは速やかに通水検査及び竣工検査チェックシート（様式第3号）、工事写真、竣工図面等を整備し、検査手続きを行うこと。
- 2 **検査時に竣工図面と現場との相違による図面訂正のないよう、事前に現地確認を十分に行うこと。**
- 3 **図面訂正がある場合には必ず検査前に審査員に申し出て訂正の許可を得た後、図面訂正を行うこと。**
- 4 **局の検査を受ける前に、必ず施工者側で自主的に水圧テスト等を実施し、漏水の有無を確認すること。**